

## 1. 身体拘束最小化のための指針

### 1. 身体拘束最小化に関する基本的な考え方

身体拘束は患者の権利である自由を制限するのみならず、身体的・精神的に弊害を伴う。したがって、身体拘束は行わないことが原則である。

広瀬病院（以下「当院」とする。）では、患者の人間としての本来の姿を重視しながらチームでディスカッションし、合意形成した方向性に基づいて医療安全対策を行うことで、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束をしない診療・看護の提供に努める。

### 2. 身体拘束の原則禁止

当院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束の実施を禁止する。

この指針でいう身体拘束は、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

#### 【身体拘束に該当する具体的な行為】

- ・徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴・経鼻栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないよう手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」より抜粋

### 3. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

#### 1) 緊急やむを得ず身体拘束を行う要件

患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の3要件をすべて満たした場合に限り、必要最低限の身体拘束を行うことができる。

切迫性：患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと

非代償性：身体拘束を行うこと以外に切迫性を除く方法がないこと

一時性：身体拘束が必要最低限で期間であること

2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の説明と同意

上記3要件については医師・看護師を含む多職種で検討し、医師が指示し、患者・家族等への説明と同意を得て行うことを原則とする。

3) 身体拘束を行う場合は、当院の「3. 例外的に身体拘束を実施する場合の手順」に準ずる。

4. 日常ケアにおける基本方針

- ・患者主体の行動・尊厳を尊重する。
- ・言葉や対応などで、患者等の精神的な自由を妨げない。
- ・患者の思いをくみとり、患者の意向に沿った医療・ケアを提供し、多職種協働で患者に応じた丁寧な対応に努める。
- ・身体拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。
- ・薬物療法、非薬物療法による認知症ケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防する。

5. 身体拘束以外の患者の行動を制限する行為の最小化

身体拘束には該当しない患者の身体又は衣服に触れない用具であっても、患者の自由な行動を制限することを意図した使用は最小限とする。

6. 鎮静を目的とした薬物の適正使用

- ・薬剤による行動の制限は身体拘束には該当しないが、患者・家族等に説明を行い、同意を得て使用する。
- ・不眠時や不穏時の薬剤指示については、医師・看護師、必要に応じて薬剤師と協議し、対応する。
- ・行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、医師・看護師等で協議を行い、鎮静薬の必要性と効果を評価し、患者に不利益が生じない量を使用する。

7. 身体拘束最小化のための体制

院内に身体拘束最小化対策に係わる身体拘束最小化検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

1) 委員会の構成

委員会は医師、病棟看護師、薬剤師、理学療法士をもって構成する。

2) 委員会の役割

- ・身体拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。
- ・身体拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
- ・定期的に本指針・手順を見直し、職員へ周知して活用する。
- ・身体拘束最小化のための職員研修を開催し、記録をする。

## 8. 身体拘束最小化のための研修

医療・ケアに携わる職員に対して、身体拘束最小化のための研修を実施する。

1) 定期的な教育研修（年1回）実施

2) その他、必要な教育・研修の実施および実施内容の記録

## 9. 身体拘束を行う場合の対応

患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならぬ場合は、当院の「身体拘束最小化のための手順」に従って実施する。

## 10. この指針の閲覧について

当院での身体拘束最小化のための指針は、求めに応じていつでも院内にて閲覧できるようにすると共に、当院のホームページにも公表し、いつでも患者および家族が自由に閲覧できるようとする。

2025年 3月25日 作成 身体拘束最小化検討委員会